

(別紙1・更新)

No. \_\_\_\_\_

### 現在の事業状況の概要書

	産業廃棄物・ 特別管理産業廃棄物 の種別 (具体的名称)	排出事業者	産業廃棄物の収集・運搬を行う者 (収集運搬業に係る申請・協議の場合には、記入は不要)		産業廃棄物の処分を行う者 (処分業に係る申請・協議の場合には、記入は不要)		
		氏名または名称 排出する場所	氏名または名称 許可番号	住所	氏名または名称 許可番号	氏名または名称 排出する場所	処分方法
1	( )						
2	( )						
3	( )						
4	( )						
5	( )						
6	( )						
7	( )						
8	( )						
9	( )						
10	( )						

(別紙3)

事務所、事業場、車両保管場所の所在地一覧表

事務所等の名称	郵便番号	所在地	電話番号

添付書類（別紙4）：事務所・事業場・車両保管場所の付近見取り図及びカラー写真  
(3ヶ月以内に撮影したもの)  
新規に車両保管場所を登録する場合、当該土地の所有権又は使用権を  
証する書類

業 務 経 歴

都道府縣市名	許可番号	許可年月日（最初に許可を受けた年月日を記入）
一般廃棄物処理業の 許可の有無 (有の場合は市町村名)	有	無

- \* 現在許可を取得又は申請中の産業廃棄物処理業・特別管理産業廃棄物処理業・一般廃棄物処理業の許可について記入すること。
- \* 一枚に収まらない場合は、この様式を必要枚数コピーして使用するか、必要項目をもれなく記載したものを別紙として作成すること。

(別紙4)

事務所・事業場・車両保管場所の付近見取り図・写真

住 所	
付 近 見 取 り 図	<p>(※付近の見取り図を記載又は付近の地図を貼付すること。)</p>
写          真	<p>写 真 ( カ ラ ー ) 貼 付 欄</p> <p>(事務所・事業場・車両保管場所全体を確認できるもの)</p> <p>(事務所・事業場がマンション等の一室である場合は、当該玄関・入口付近の写真(表札等で申請者が確認できるもの)を貼付すること。)</p>

\* 事務所及び事業場と車両保管場所が離れており一緒に記載できない場合は、この用紙をコピーして別々に記載すること。

(別紙5)

## 誓約書

申請者は下記1～12のいずれにも該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日

(あて先) 奈良市長

住 所

申請者

印

(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

### 記

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
  - 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第204条(傷害)、第206条(傷害現場助成)、第208条(暴行)、第208条の3(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)若しくは第247条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - 4 一般廃棄物若しくは(特別管理)産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可の取消し又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しがあり、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知(以下、「聴聞通知」という。)があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
  - 5 一般廃棄物若しくは(特別管理)産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可の取消し又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る聴聞通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に一般廃棄物若しくは(特別管理)産業廃棄物収集運搬業・処分業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
  - 6 5に規定する期間内に一般廃棄物若しくは(特別管理)産業廃棄物収集運搬業・処分業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、聴聞通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
  - 7 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - 8 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から8までのいずれかに該当するもの
  - 9 法人でその役員又は政令で定める使用人のうち1から8までのいずれかに該当する者のあるもの
  - 10 個人で政令で定める使用人のうち1から8までのいずれかに該当する者のあるもの
  - 11 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下、「暴力団員等」という。)
  - 12 暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ※ 役員 業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者(5%以上の発行済み株式を有する株主又は出資者を含む。)
- ※ 政令で定める使用人 申請者の使用人で①本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)②継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有するものを置くものの代表者

(別紙6)

### 事業開始に要する資金及び調達方法

平成 年 月 日現在

事業開始に要する資金額	円
調達(返済)方法	円
自己資金	円
金融機関等からの借入金	円
借入金融機関名及び年間返済額・返済期限等	
その他	円

#### 【資金額の内訳】

##### (1) 事業用不動産

土地、建物の別及び用途の別	面積	取得方法 (買収、借入の別)	取得に要する金額	取得日又は完成予定日
	m <sup>2</sup>		円	
計			円	

##### (2) 運搬車両、機械、器具その他

名称	能力等	数量	単価	金額	取得、完成取得予定日
			円	円	
計				円	

##### (3) 当初運転資金

使途	金額
	円
計	円

新たな資金を必要としない場合にあってはその理由	
-------------------------	--

\* 新たな資金を必要としない場合は、「事業開始に要する資金額」欄に「0円」と記入し、「新たな資金を必要としない場合にあってはその理由」欄に理由を記載すること。

# 資 産 に 関 す る 調 書

平成 年 月 日現在

資 産	価 格	適 要
資 産		
現 金 預 金		
有 価 証 券		
未 収 入 金		
土 地		
建 物		
車 両 運 搬 具		
備 品		
権 利		
そ の 他		
計		
負 債		
借 入 金		
未 払 金		
預 り 金		
前 受 金		
そ の 他		
計		

\*備考：「権利」とは営業権、地上権、電話加入権、その他の無形固定資産をいう。

(別紙10)

### 埋立処分に供する施設 (埋立器材)一覧表

器材名	形式(能力)	使用目的	数量	備考
合 計			台	/

添付書類： ①埋立に供する器材のカラー写真 及び 車検証の写し 又は カタログ  
②埋立に供する器材の所有者が協議者と異なる場合には、所有者の器材の使用に関する承諾書

(別紙11)

## 中間処理に供する施設

施設の所在地		
施設の種類		
数量(基)		
取り扱う産業廃棄物の種類		
処理能力 (トン・m <sup>3</sup> /日)		
処理方式		
施設の構造		
設備の概要		
土地所有者	住所及び 電話番号	
	氏名	
産業廃棄物の保管方法		
中間処理に伴う保管能力		

- 添付書類: 1. 当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条で定める産業廃棄物処理施設である場合にはその設置許可証(写)、産業廃棄物処理施設でない場合は産業廃棄物処理施設の設置の許可申請書の様式に準じて作成した書類  
2. 施設の設置に係る関係書類



(別紙13)

## 中間処理後の産業廃棄物の処理方法

中間処理後の産業廃棄物	種類		
	性状 (色、含水率等)		
	量( $\text{t}$ ・ $\text{m}^3$ /日)		
中間処理後の産業廃棄物の処理方法	委託処理	氏名又は名称	
		住所	
		処分方法	
		処分場所	
	自家処理		

